

スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務委託仕様書

1 業務名称

スタートアップ関連イベント企画・実施計画策定等業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

発注者の指定場所

4 適用範囲

- (1) この仕様書は、本業務について適用する。
- (2) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び本仕様書に明示のない事項や疑義の生じた事項について、発注者との協議のうえ対応を決定するものとする。

5 本業務の目的

大阪・関西発スタートアップが世界に飛躍するための機会を創出するとともに、大阪・関西における世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成の加速化を図るため、国内外の多様なプレイヤー（スタートアップ、事業会社、投資家、大学・研究機関、金融機関、行政機関等）を呼び込み、大阪・関西のエコシステムのブランディングの強化や国際的な存在感の向上につながる効果的かつインパクトのあるイベントの開催に向けて、企画立案や実施計画策定を行い、円滑に開催準備を進めることを目的として本業務を実施する。

6 業務内容

次の（１）～（５）の業務を行う。

（１）スタートアップ関連イベントにかかる企画立案業務

- ・スタートアップと国内外の投資家・事業会社等との数多くの出会いの機会創出等、大阪・関西を中心とするスタートアップの成長加速化につなげるとともに、大阪のビジネス環境の優位性やポテンシャル、官民一体となったスタートアップ支援体制・活動などを国内外に発信し、大阪・関西のスタートアップ・エコシステムのブランディングの強化や国際的な存在感の向上につなげるためのスタートアップ関連イベント（現時点の想定内容は別紙2のとおり。以下、「イベント」という。）の開催に向けて、効果的かつインパクトのあるイベント企画案を立案・策定すること。
- ・企画案の立案にあたっては、委託者と協議調整のうえ、コンセプトの検討・設計を行い、コンセ

プトに基づく全体構成案や目的・ターゲットを踏まえたコンテンツ案を作成すること。

- ・イベント実施場所については、委託者と協議調整のうえ、事前調査等により実施の可否、空き状況を確認し、実現可能かつ効果的な施設とすること。
- ・令和6年8月末を目途に、企画素案の取りまとめ及びイベント実施にかかる概算経費の算出を行うこと。

(2) イベント実施計画書策定業務

- ・立案した企画内容に基づき、コンテンツ内容やタイムテーブル、会場レイアウトなどの詳細な実施計画を検討し、実施計画書を策定すること。
- ・各コンテンツの登壇者の決定や出展者募集・決定、ウェブサイト公開など、イベント実施に向けた準備を円滑かつ遺漏なく進めるために必要な工程を検討し、スケジュールを作成すること。

(3) 広報・プロモーション戦略・計画策定及び実施業務

- ・集客ターゲット層やメディア等からのイベントに対する関心を高め、数多くの集客を図るための効果的な広報・プロモーションに関する戦略を立案し策定すること。また、戦略に基づき、広報・プロモーション活動の具体的な内容を取りまとめた計画を作成すること。
- ・戦略・計画の策定にあたっては、同様の趣旨で開催されるイベント等との連携を十分に意識し、一体的なプロモーション活動展開や広報・PRの相互協力などの具体的取り組みを盛り込み、大阪・関西の存在感の向上に資するものとなるよう留意すること。
- ・広報・プロモーション活動における統一コンセプトの作成やキービジュアル等のデザイン及び制作を行うこと。

(4) イベント開催に向けた事前準備業務

- ・今後組成を予定している実行委員会の円滑かつ適正な運営のため、関係機関等との連絡調整、委員会に関する資料作成等の運営準備等、実行委員会の運営補助を行うこと。
- ・イベント開催に向けて、(2)において作成するイベント実施計画書及び委託者からの指示に基づき、各コンテンツの登壇候補者や関係機関・企業等との協議・調整の補助を行うこと。
- ・広告協賛、コンテンツ協賛等の各種協賛メニューを検討し、その獲得に努めること。また、必要に応じて協賛者と協議・調整を行うこと。

(5) その他、イベントに付随する企画立案業務

- ・(1) から (4) のほか、委託者の指示に従い、イベントに付随する企画立案業務を行うこと。

7 留意事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、企画提案書の内容をもとに、随時委託者と連絡調整を行うこと。また、本仕様書に記載のないことや疑義が生じた場合は、事前に十分に委託者と協議すること。
- (2) 業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

- (3) 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守すること。
- (4) 全ての証拠書類は、業務終了後、5年間保存すること。また、業務終了後5年以内に、委託者や行政機関等が行う調査等の実施があった際には、証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (5) 受注者は、障がいを経験した理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪府が定めた「大阪府障がいを経験した理由とする差別の解消の推進に関する条例」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるような環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

8 業務報告書等の作成

- ・受注者は発注者と協議の上、適宜必要な書類を作成の上、提出すること。
- ・業務の完了時には、受注者は以下の書類を提出すること。

<業務の完了時に提出する書類>

- ・業務完了届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10部（A4判）

上記の電子データ

※Microsoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、発注者と協議の上、使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等が分かるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。

※業務報告書等については、できる限り再生紙を使用すること。

■スタートアップ関連イベントの概要（現時点の想定内容）

世界のイノベーションの潮流や大阪・関西発のイノベーションの成果発信等に向けて2013年より実施してきた「国際イノベーション会議 Hack Osaka」の実績等を活かし、2025年の大阪・関西万博の開催を契機に、より一層効果的に国内外への発信力強化やエコシステムの活性化等につながるイベントを展開する。

(1) イベント名称

未定

(2) 主催者

大阪市、公益財団法人大阪産業局、その他関係機関により組成する実行委員会（予定）

(3) 開催時期

2025年9月中、2日間での開催を想定

(4) 開催場所

うめきた地区（コングレコンベンションセンター（グランフロント大阪北館）等）を想定

(5) コンテンツ構成（イメージ）

著名なスピーカー等によるキーノートスピーチ

国内外のスタートアップ、投資家、事業会社、大学・研究機関等のトークセッション

国内外のスタートアップによるピッチコンテスト

スタートアップや事業会社等による展示、商談会・スピードデイトーキング

スタートアップや事業会社、投資家等による交流プログラム

参加者によるネットワーキング など

(6) 規模

参加者数のべ3,000名以上

(7) ターゲット

国内外のスタートアップ、事業会社、投資家、大学・研究機関、金融機関、行政機関、学生、メディア関係者など

(8) 開催形式

オフラインでの実施を原則とする。なお、オフラインに加えてオンラインによる配信、アーカイブ作成等を行う可能性がある。

(9) 参加費

入場料は無料を基本とし、一部コンテンツへの参加及び展示会への出展料は有料とする可能性がある。